土地利用制度の見直しに係る 税のあり方検討委員会 の設置



税務管理課



①土地利用制度の見直しとその目的

⇒土地利用の秩序を保ちつつ、線引き制度を用いない新たな土地 利用制度を創設(令和5年2月14日公表)

「できない」から「できる」への転換~誰もがチャレンジしやすい環境の創出~



「市域内のバランスのとれた発展」の実現

②土地利用制度の見直しスケジュール(目途)

新たな制度の設計 (制度の大きな) 枠組みの検討

令和5年度



令和6年度

令和7年度

令和8年度

令和9年度以降

新たな制度の設計 (地域毎の詳細の検討)



新たな制度 案の作成



新たな制度移行に向けた法定手続き



新たな土地 利用制度の 運用開始

③税制度に関する検討

⇒新たな土地利用制度の設計に合わせて、税制度の検討を開始 土地利用制度の見直しに係る税のあり方検討委員会の設置に関 する条例の制定について、令和6年9月議会に提案(予定)

【条例案(抜粋·一部要約)】

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、松江市の市街化区域に所在する土地及び家屋に課税する都市計画税並びに土地利用制度の見直しに関する税について、そのあり方を検討するため、松江市土地利用制度の見直しに係る税のあり方検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 都市計画税に関する必要な事項について調査し、検討を行うこと。
- (2) 土地利用制度の見直しに関する税について必要な事項を調査し、 検討を行うこと。

第3条 委員会は委員 I 4人以内をもって組織し、学識経験、商工団体、農業関係団体等から市長が委嘱する。

- ④今後の進め方(条例案が議会で可決された際の予定)
 - ●令和6年10月中旬~11月中旬 関係団体等への検討委員会委員推薦依頼、一般公募委員募集・選考
 - ●令和6年12月中旬 第1回検討委員会開催
 - ✓都市計画税を含めた市税の現状と課題の整理
 - ✓検討ポイントの整理 など
- ●令和7年3月中 第2回検討委員会開催
 - ✓市税の現状分析等を踏まえた対応案の検討
 - ✓市税のあり方の方向性の確認 など
- ●令和7年度中 第3回~検討委員会開催
 - ✓市税のあり方のとりまとめ
 - ✓検討委員会報告書の作成 など





【お問い合わせ先】 財政部 税務管理課 ☎ 0852-55-5 | 4 |